

調査報告書1の「最初に不適合となった法令等」の参考にしてください。

主な構造関係法令リスト

条番号	施行年	内 容	
建築基準法			
第1章 総則			
法第6条 第5項	制定	平成 19	構造計算適合性判定を求める規定
建築基準法施行令			
第3章 構造強度			
第1節 総則			
旧令第36条	制定	昭和 25	構造設計の原則（建築物全体が、自重、積雪、風圧、地震等に対して、構造耐力上安全であるようにする規定）
旧令第36条 第3項	改正	昭和 46	構造耐力上主要な部分に、使用上の支障となる振動等が生じない靱性をもたす規定を新設
令第36条	制定	平成 12	建築物の規模等に応じた技術的基準、耐久性等関係規定等
	改正	平成 19	上記の基準、規定等を再編
第2節 構造部材等			
令第39条 第2項	改正	昭和 46	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を新設
第3節 木造			
令第46条 第3項	改正	昭和 34、 46、56	必要壁量等の規定を強化
令第47条 第1項	改正	平成 12	木造の継手及び仕口の構造方法を新設（金物等）
第5節 鉄骨造			
令第66条	改正	平成 12	柱の脚部の構造方法を新設（アンカーボルトによる緊結等）
令第69条	改正	平成 12	ブレース材等の釣合い良い配置を求める規定を新設
旧令第70条の2	制定	昭和 34	柱の防火被覆の規定（地階を除く階数が3以上の建築物が対象）
第6節 鉄筋コンクリート造			
令第77条	改正	昭和 46	帯筋の間隔を30cm以下から15cm以下（一部10cm以下）に強化
	改正	昭和 56	帯筋比（0.2%以上）の規定を新設
令第78条の2	制定	昭和 56	耐力壁の規定（厚さ12cm以上、開口補強筋の配置、鉄筋間隔30cm以下等）
第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造			
令第79条の3	制定	昭和 56	かぶり厚さの規定（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ5cm以上）
第8節 構造計算			
令第82条の2	制定	昭和 56	層間変形角（原則、1/200以内）の確認を求める規定（以下、対象建築物） ・木造：高さ13m超又は軒高9m超 ・鉄骨造：4階以上、高さ13m超又は軒高9m超、延べ面積500㎡超等 ・鉄筋コンクリート造：高さ20m超等
	改正	" 62	
旧令第82条の3	制定 改正	昭和 56 " 62	剛性率（0.6以上）、偏心率（0.15以下）の確認を求める規定（対象は、令第82条の2の構造規模と同様）
旧令第82条の5	制定	平成 12	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の規定
令第87条	改正	平成 12	風圧力の計算方法を改正
令第88条	改正	昭和 56	地震力の計算方法を改正
第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等			
旧令第109条の2	制定	平成 5	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角を1/150以内とする規定